

空家でお困りの方のご相談をお受けします

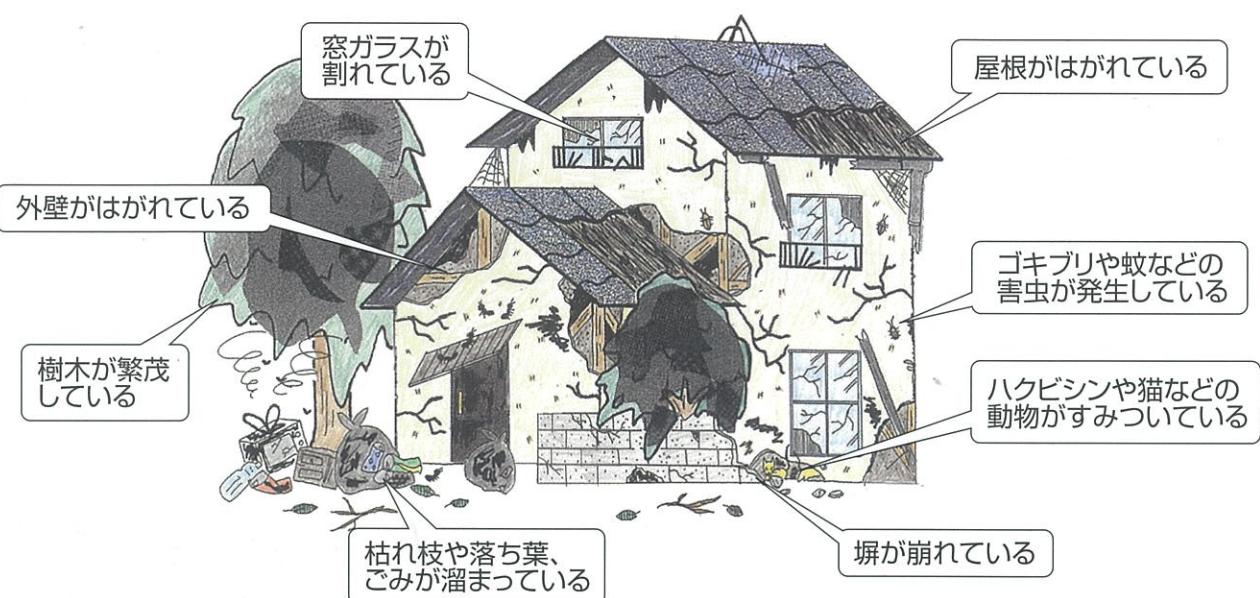
空家総合相談窓口にご相談ください

大田区では、空家に関するさまざまな困りごとに対して、建築、法律、不動産、福祉の各専門家と連携して相談に応じています。

空家を長期間放置すると…
ご近所に迷惑や危険を及ぼして
しまうかもしれません。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では空家等の維持管理を所有者等が自らの責任により適切に管理することが前提となっています。しかし、適切な維持管理が行われない場合には、特措法に基づいて所有者等に対し助言等を行います。

特に対策が必要な「特定空家等」※に認められると、区は、助言・指導、勧告、命令へと段階的に措置を講じます。



※特定空家等とは特措法第二条にある以下の状態と認められる空家等をいいます。

- (1)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある
- (2)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある
- (3)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている
- (4)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である

さらに専門的な相談は、空家総合相談会をご利用ください。

相談内容

- 空家の利活用
- 空家のリフォームや解体
- 空家の売買や賃貸等
- 空家の相続
- 近隣の空家の困りごと

相談方法

- 空家総合相談窓口への事前予約制（電話予約可能）

※予約に空きがあれば当日も受け付けます。

開催日 毎月第2木曜日

時間 午後2時～4時（1組30分程度）

会場 大田区役所本庁舎1階南ロビー特設スペース等

※個室相談室も設けています。